

短時間労働者(パートアルバイト)に対する社会保険の適用拡大について

2022年10月から社会保険の適用拡大により、従業員数101人以上500人以下までの企業に対して、パート・アルバイトの従業員を社会保険に加入させることが義務付けされます。

◎下記の条件を満たす方が対象です。

- ①週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- ②賃金月額が88,000円以上(年収106万円以上)
- ③雇用期間が2カ月を超えることが見込まれること
- ④学生ではないこと

○社会保険に加入すると受けられる保障

- ・傷病手当金: 私傷病で休業したときに支給される。
 - ・出産手当金: 産前産後休業を取得したときに支給される。
 - ・老齢年金: 年金が支払われるときに厚生年金が上乘せされる。
 - ・障害年金: 病気やけがで障害等級が3級以上であれば厚生年金が支給される。
 - ・遺族年金: 本人にが亡くなったとき、遺族に厚生年金が支給される。(要件あり)
- * 現在、国民健康保険や国民年金に加入している人には、保険料が会社と自身で折半になるので、保険料が安くなることもある。

★ご注意ください★

加入の対象となる方のうち、配偶者の扶養に入っている方は、保険料の負担をしていないため、社会保険に加入したくないので、勤務時間や勤務日数を減らしたいと契約変更を申し出る方がいるかもしれません。また、扶養を外れるのであれば時間や日数を増やしもっと働きたいという方もいるかもしれません。

対象者の方が、社会保険への加入を希望するかどうかは、わかりませんので、対象者の方には、社会保険の加入の案内をし、加入について意向を確認する必要があります。

事業団で週20時間以上30時間未満で社会保険の加入対象となる方 13名

老人ホーム 3名(日額 1名 時給 2名)

ケアハイツ 2名(日額 1名 時給 1名)

東有岡 1名(時給 1名)

荒牧デイサービス 3名(日額 1名 時給 2名)

訪問介護 2名(日額 2名)

訪問看護 2名(時給 2名)

対象者の方への案内は、7月ごろの予定をしておりますので、社会保険加入についての問い合わせは、総務課へいただきますようよろしくお願いいたします。

年金・医療保険のメリットを詳しく知りたい方は

P③・④を
ご覧ください。

自分の年金がどう変わるのかシミュレーションしたい方は

P⑤以降を
ご覧ください。

対象

従業員数101人～500人の勤め先が対象です。

(2024年10月からは51人以上の勤め先が対象です。)

以下の全てにチェックが入った方が対象です。

check 週の所定労働時間が
20時間以上

check 月額賃金が
8.8万円以上

check 2ヶ月を超える
雇用の見込みがある

check 学生ではない
※休学中や夜間学生は加入対象となります。

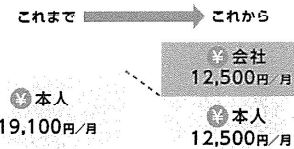
※すでに、2016年10月から従業員501人以上の勤め先で働くパート・アルバイトの方は
社会保険の加入対象となっています。

パート・アルバイトの方



保険料は口座振替から給料天引きに!

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金
保険料・健康保険料に変わり、給料からの天引きになります。なお、保険料の半分は
会社が負担します。



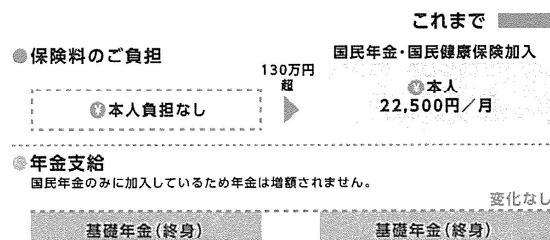
※金額は一例であり、年収106万円(月収8.8万円)の例です。

配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方

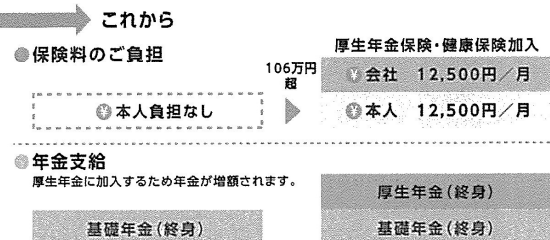


扶養基準(130万円)を意識せず働ける

これまで、被扶養配偶者の年収が130万円を超えると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するものの、保障内容に
変化はありませんでした。これからは、年収106万円(月額8.8万円)を超える等の各種要件を満たした場合に、厚生年金保険(厚年)・
健康保険(健保)に加入し保険料負担(厚年・健保)(労使折半)が新たに発生するものの、その分保障も充実します。



※金額は一例であり、年収130万円の例です。



※金額は一例であり、年収106万円(月収8.8万円)の例です。



今回の改正で年金・医療保険が

老齢年金の充実

- 厚生年金に加入することで、1階(基礎年金部分)に加えて2階(報酬比例部分)が上乗せされます。

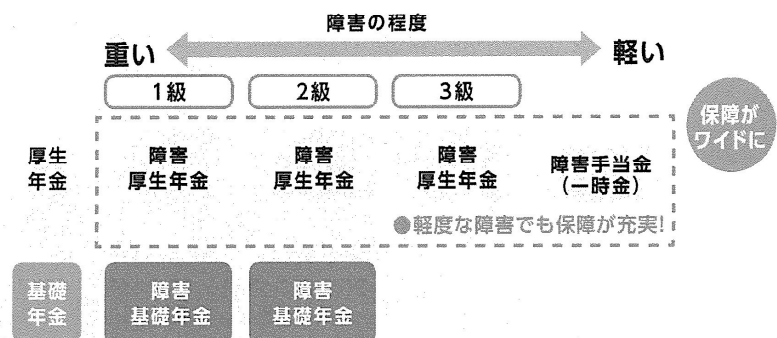
※年収106万円(月収8.8万円)の場合

	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額(目安)
20年間加入	月額8,100円	月額 9,000円(年額108,300円) × 終身
10年間加入	月額8,100円	月額 4,500円(年額54,100円) × 終身
1年間加入	月額8,100円	月額 450円(年額5,400円) × 終身

さらに詳しく知りたい方はP5以降をご覧ください。

障害年金の充実

- 厚生年金加入中の障害については、障害等級1・2級の場合、障害基礎年金に加え、障害厚生年金の上乗せがあります。障害厚生年金は、老齢厚生年金と違い、加入期間が短くても一定(300月分)の給付が確保されます。
- 3級やそれより軽い一定の障害の場合、国民年金加入だと障害年金の支給が受けられません。厚生年金に加入すると、障害厚生年金または障害手当金(一時金)の支給を受けられます。



健康保険の充実



傷病手当金 病休期間中、給与の2/3相当を支給

- 健康保険に加入していると、業務外の事由による療養のため働くことができないときは、その働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から働くことができない期間(最長1年6ヶ月間)、傷病手当金が支給されます。

どう変わるか詳細にご説明します!

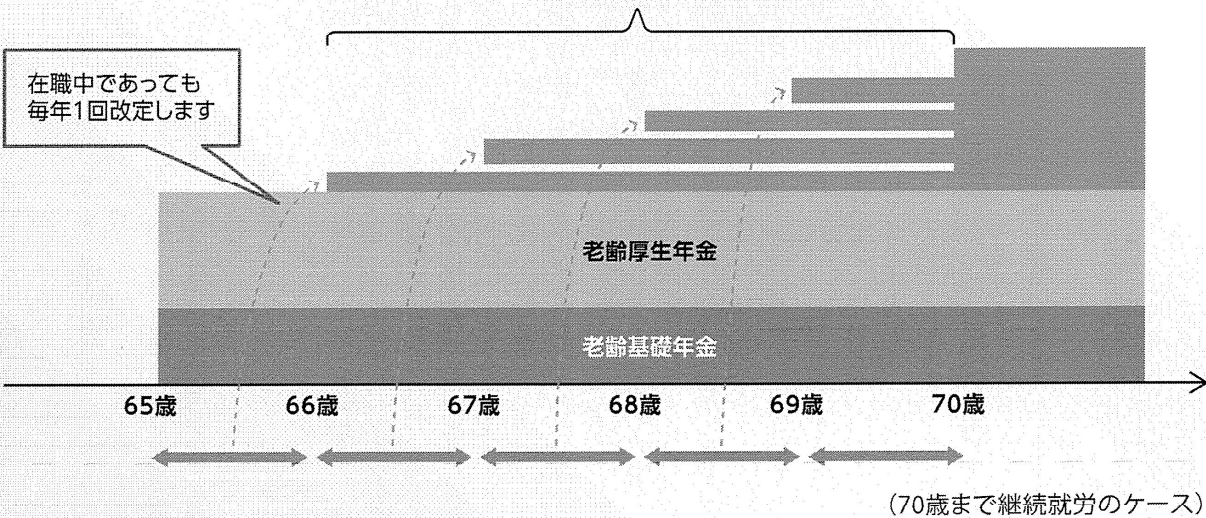
●さらに60歳以上の方が厚生年金に加入した場合

過去に厚生年金に加入していた期間が40年未満の方は、報酬比例部分(2階相当)の額のみならず、定額部分(1階相当)の額も増えます(経過的加算)。増える定額部分の年金額は、加入期間1年あたり約1,600円(年額約20,000円)です。

●さらに65歳以上の方が厚生年金に加入した場合⇒加入実績に応じて毎年一回年金額が増額されます。

65歳以降、年金を受給しながら厚生年金保険加入で働いていると、毎年一回(10月)年金額が改定され、1年間の加入月数分増額します。(2022年4月以降実施)

在職定時改定による年金額増額分



遺族年金の充実

- 厚生年金に加入することで、遺族基礎年金に加えて**遺族厚生年金**が受け取れます。

これまで

これから

遺族基礎年金

遺族厚生年金
+

遺族基礎年金

給付が
上乗せ



出産手当金 産休期間中、給与の2/3相当を支給

- 健康保険に加入していると、被保険者が出産のために会社を休み、報酬が受けられないときに、産前42日・産後56日までの間、出産手当金が支給されます。